

看護師養成所授業料等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第27号

看護師養成所授業料等条例施行規則の一部を改正する規則

看護師養成所授業料等条例施行規則（昭和44年岩手県規則第54号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p><u>(授業料の減免)</u></p> <p>第2条 授業料の減免を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護者又は被保護者と同一世帯に属する者で、かつ、他に授業料相当額を援助する者がいないもの</u></p> <p>(2) <u>授業料相当額を援助する者が不慮の災害、病気又は死亡のため、授業料を納付することが困難となった者</u></p> <p>(3) <u>前各号に準ずる者で、知事が授業料を減免することが適当であると認めたもの</u></p>	<p><u>(授業料等減免対象者の認定の申請をした者等に係る授業料の納付)</u></p> <p>第2条 条例第3条第4項の規定に該当する者は、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同表の中欄に掲げる授業料について、同表の右欄に掲げる期間内に納付しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="831 763 1460 2049"> <thead> <tr> <th data-bbox="831 763 1038 1339">条例第3条第3項の申請をした者で同項に規定する授業料等減免対象者の認定（以下「授業料等減免対象者の認定」という。）を受けることができなかったもの</th> <th data-bbox="1038 763 1246 1339">条例第3条第3項の規定により納付を猶予された期間に対応する月の月分の授業料</th> <th data-bbox="1246 763 1460 1339">大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号。以下「省令」という。）第11条第7項の規定による知事の通知を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して15日以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="831 1339 1038 2049">授業料等減免対象者の認定を受けた者で当該授業料等減免対象者の認定に係る授業料の減免の額が授業料の額より少なくなるもの</td> <td data-bbox="1038 1339 1246 2049">条例第3条第3項の規定により納付を猶予された期間に対応する月の月分の授業料等減免対象者の認定に係る授業料の減免の額と授業料の額との差額に相当する額の授業料</td> <td data-bbox="1246 1339 1460 2049">省令第11条第5項の規定による知事の通知を受けた場合にあつては当該通知を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して15日以内、省令第12条の規定による判定の結果の知事の通知又は省令第13条第5項の規定による知事の通知を受けた場合にあつては当該通知を</td> </tr> </tbody> </table>			条例第3条第3項の申請をした者で同項に規定する授業料等減免対象者の認定（以下「授業料等減免対象者の認定」という。）を受けることができなかったもの	条例第3条第3項の規定により納付を猶予された期間に対応する月の月分の授業料	大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号。以下「省令」という。）第11条第7項の規定による知事の通知を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して15日以内	授業料等減免対象者の認定を受けた者で当該授業料等減免対象者の認定に係る授業料の減免の額が授業料の額より少なくなるもの	条例第3条第3項の規定により納付を猶予された期間に対応する月の月分の授業料等減免対象者の認定に係る授業料の減免の額と授業料の額との差額に相当する額の授業料	省令第11条第5項の規定による知事の通知を受けた場合にあつては当該通知を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して15日以内、省令第12条の規定による判定の結果の知事の通知又は省令第13条第5項の規定による知事の通知を受けた場合にあつては当該通知を
条例第3条第3項の申請をした者で同項に規定する授業料等減免対象者の認定（以下「授業料等減免対象者の認定」という。）を受けることができなかったもの	条例第3条第3項の規定により納付を猶予された期間に対応する月の月分の授業料	大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号。以下「省令」という。）第11条第7項の規定による知事の通知を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して15日以内							
授業料等減免対象者の認定を受けた者で当該授業料等減免対象者の認定に係る授業料の減免の額が授業料の額より少なくなるもの	条例第3条第3項の規定により納付を猶予された期間に対応する月の月分の授業料等減免対象者の認定に係る授業料の減免の額と授業料の額との差額に相当する額の授業料	省令第11条第5項の規定による知事の通知を受けた場合にあつては当該通知を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して15日以内、省令第12条の規定による判定の結果の知事の通知又は省令第13条第5項の規定による知事の通知を受けた場合にあつては当該通知を							

		受けた日から起算して15日を経過する日又は当該通知を受けた日以後の直近の条例第3条第1項各号に掲げる期間の末日のいずれか遅い日まで
授業料等減免対象者の認定を受けた後授業料の減免の額に変更があった者	変更後の授業料の減免の額と授業料の額との差額に相当する額の授業料（変更後第1回目の納付に係るものに限る。）	省令第13条第5項の規定による知事の通知を受けた日から起算して15日を経過する日又は当該通知を受けた日以後の直近の条例第3条第1項各号に掲げる期間の末日のいずれか遅い日まで
授業料等減免対象者の認定を受けた者で授業料等減免対象者の認定の効力が停止されたものの	省令第18条第4項の規定により授業料の減免が停止された月から同条第3項第1号の規定による知事の通知を受けた日の属する月までの月分の授業料	省令第18条第3項第1号の規定による知事の通知を受けた日から起算して15日を経過する日又は当該通知を受けた日以後の直近の条例第3条第1項各号に掲げる期間の末日のいずれか遅い日まで

（授業料等減免対象者の認定の申請をした者に係る入学金の納付）

第3条 条例第5条第3項の規定に該当する者は、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同表の中欄に掲げる入学金について、同表の右欄に掲げる期間内に納付しなければならない

条例第5条第2項の申請をした者で授業料等減免対象者の認定を受ける	入学金	省令第11条第7項の規定による知事の通知を受けた日から起算して15日
----------------------------------	-----	------------------------------------

ことができなかつたもの		以内
授業料等減免対象者の認定を受けた者で当該授業料等減免対象者の認定に係る入学料の減免の額と減免対象者の認定に係る入学料の減免の額が入学料の額より少なくなるもの	授業料等減免対象者の認定に係る入学料の減免の額と入学料の額との差額に相当する額の入学料	省令第11条第5項の規定による知事の通知を受けた日から起算して15日以内

(減免の額)

第3条 授業料の減免の額は、前条第1号及び第2号に掲げる者にあつては授業料の月額の一部、同条第3号に掲げる者にあつては授業料の月額の一部又は2分の1とする。

(減免の申請)

第4条 授業料の減免を受けようとする者（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、授業料減免申請書（様式第1号）に家庭状況調査書（様式第2号）及び世帯員所得証明書（様式第3号）を添えて当該申請者の在学する条例第1条に規定する看護師養成所の長（以下「学院長」という。）を経由して知事に提出しなければならない。

2 学院長は、申請者から前項の申請書の提出があつたときは、その実情を調査し、5日以内に授業料減免申請に対する副申書（様式第4号）を添えて知事に送付するものとする。

(減免の決定及び通知)

第5条 知事は、前条の授業料減免申請書を受理したときは、その内容を審査し、授業料を減免することを適当と認めるときは減免の額及び期間を決定し授業料減免決定通知書（様式第5号）により、授業料を減免することを不適当と認めるときは授業料減免不承認通知書（様式第6号）により学院長を経由して当該申請者に通知するものとする。

(減免の取消し)

第6条 [略]

2 [略]

3 知事は、第1項の届出又は前項の報告に基づき、授業料の減免を取り消すことを適当と認めるときは、授業料減免取消通知書（様式第7号）により学院長を経由して被減免者に通知するものとする。

(授業料減免台帳等)

(減免の額)

第4条 授業料の減免（条例第7条の規定によるものに限る。以下同じ。）の額は、授業料の月額の一部とする。

(減免の申請)

第5条 授業料の減免を受けようとする者（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、別に定める様式による授業料減免申請書に災害により被害を受けたことを証する書類その他知事が必要と認める書類を添えて当該申請者の在学する条例第1条に規定する看護師養成所の長（以下「学院長」という。）を経由して知事に提出しなければならない。

2 学院長は、申請者から前項の申請書の提出があつたときは、その実情を調査し、5日以内に別に定める様式による授業料減免申請に対する副申書を添えて知事に送付するものとする。

(減免の決定及び通知)

第6条 知事は、前条第1項の授業料減免申請書を受理したときは、その内容を審査し、授業料を減免することを適当と認めるときは減免の額及び期間を決定し別に定める様式による授業料減免決定通知書により、授業料を減免することを不適当と認めるときは別に定める様式による授業料減免不承認通知書により学院長を経由して当該申請者に通知するものとする。

(減免の取消し)

第7条 [略]

2 [略]

3 知事は、第1項の届出又は前項の報告に基づき、授業料の減免を取り消すことを適当と認めるときは、別に定める様式による授業料減免取消通知書により学院長を経由して被減免者に通知するものとする。

(授業料減免台帳等)

<p><u>第7条</u> 知事は、<u>授業料減免台帳（様式第8号）</u>を備え付け、所要事項を記載するものとする。</p> <p>2 学院長は、<u>授業料減免台帳副簿（様式第8号）</u>を備え付けて整理しなければならない。</p> <p>（納入通知票等）</p> <p><u>第8条</u> 授業料に係る納入通知票、納付票、領収票、領収済通知票、収納済通知票及び収納票は、<u>様式第9号（口座振替による納入に係る領収済通知票及び収納済通知票）</u>にあつては、<u>様式第10号）</u>によるものとする。</p> <p>（口座振替納付者に係る納入通知等）</p> <p><u>第9条</u> 学院長は、口座振替の方法により授業料を納付する旨の届出のあつた者（以下「<u>口座振替納付者</u>」という。）に係る授業料について調定したときは、<u>県立看護学院授業料口座振替収納請求書（様式第10号）</u>により、<u>口座振替納付者</u>が口座振替を依頼した金融機関（以下「<u>取扱金融機関</u>」という。）に収納の請求を行うものとする。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p><u>第8条</u> 知事は、<u>別に定める様式による授業料減免台帳</u>を備え付け、所要事項を記載するものとする。</p> <p>2 学院長は、<u>別に定める様式による授業料減免台帳副簿</u>を備え付けて整理しなければならない。</p> <p>（納入通知票等）</p> <p><u>第9条</u> 授業料に係る納入通知票、納付票、領収票、領収済通知票、収納済通知票及び収納票並びに<u>口座振替による納入に係る領収済通知票及び収納済通知票は、別に定める様式によるものとする。</u></p> <p>（口座振替納付者に係る納入通知等）</p> <p><u>第10条</u> 学院長は、口座振替の方法により授業料を納付する旨の届出のあつた者（以下「<u>口座振替納付者</u>」という。）に係る授業料について調定したときは、<u>別に定める様式による県立看護学院授業料口座振替収納請求書</u>により、<u>口座振替納付者</u>が口座振替を依頼した金融機関（以下「<u>取扱金融機関</u>」という。）に収納の請求を行うものとする。</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

様式第1号から様式第10号までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 看護師養成所授業料等条例の一部を改正する条例（令和元年岩手県条例第32号。以下「一部改正条例」という。）附則第4項の規定に基づき授業料を免除する場合において、当該免除の申請等については、この規則による改正前の看護師養成所授業料等条例施行規則第4条から第6条までの規定の例による。

3 前項の場合におけるこの規則による改正後の看護師養成所授業料等条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第2条の表の左欄に掲げる者の授業料の納付については、同条の規定を準用する。この場合における当該者が納付すべき授業料は、同表の中欄に掲げる授業料の額と一部改正条例附則第4項の規定に基づき免除された授業料の額との差額に相当する額の授業料とする。

4 改正後の規則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出し、交付し、又は備え付ける申請書、通知書、台帳等について適用し、同日前に提出し、交付し、又は備え付けた申請書、通知書、台帳等については、なお従前の例による。